

提出書類についての留意事項（薬剤師）

【1】申請書について

- 申請手数料については**収入印紙（30,000円）**を購入し、申請書上部「収入印紙欄」に貼付してください。
- 郵便局で購入できます。**収入印紙が貼られていない場合、受付処理を行いません。**
- 「生年月日」について、日本国籍の方は和暦（昭和〇〇年、平成△△年）で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- 「電話番号」は平日の日中、申請者本人へ確実に連絡が取れる番号を記入してください。
※連絡が取れなかった場合、登録が遅れる場合があります。
- 連絡先が複数ある場合は、電話番号記入欄の近くに追記してください。
例：（職場）098- （自宅）098-
- 郵送する場合、申請「年月日」は、発送日としてください。

【2】診断書について

- 診断書を作成した医師の押印は不要です。
- 診断書の有効期限は発行日（作成日）の翌日起算で1か月以内になります。**窓口到達時点で有効期限を過ぎている場合は受け付けられません。**
- 「診断年月日」、「診療科」が記載されていないケースが多発しています。診断書が封筒などに入っている場合は開封し、**内容に不備がないことを必ず確認してください。**
- 診断書の記載内容に不備（記入漏れや氏名、生年月日の訂正等）がある場合、**診断書を作成した医師に訂正してもらう必要がありますので、医療機関にご相談ください。**
- 診断書に訂正がある場合、**診断書を作成した医師に、二重線で見え消しの上、訂正印を押してもらうようお願いします。**
- 修正液・修正テープが使用されているものは受け付けられません。また、医師でない者が訂正した場合医師法違反となります。

診 断 書			
氏 名		性 別	男 女
生年月日	年 月 日	年 齢	才
<p>元号に「〇」の付け忘れが多いので注意してください。</p>			
<p>2. 聴覚機能 耳が聞こえない <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する</p> <p>3. 音声・言語機能 口がきけない <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する</p> <p>4. 精神機能 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>5. 麻薬、大麻又はあへんの中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>			
<p>診断年月日 令和 年 月 日</p>			
<p>医師 院、診療所又は介護老人保健施設等の名称</p> <p>所在地 〒 TEL</p> <p>診療科 氏 名</p>			
<p>【注意事項】 ※必ずどちらかに☑を記載してください。 ※業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は、「該当しない」を選択してください。 なお、既往歴があっても業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は「該当しない」を選択してください。 ※「該当する」「専門家による判断が必要」に☑の場合は、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による診断書（裏面）を合わせて提出してください。 ※本様式は、医師免許の範囲で、職種に応じて診断項目は変わるので、注意してください。 ※障害の状態や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。</p> <p style="text-align: center;">「該当する」「専門家による判断が必要」に☑の場合は、 該当項目に係る診療科の主治医又は専門医が裏面を記載して下さい</p>			

※資格によって診断項目が異なります。
診断書の様式をよく確認してください。

※診断書の訂正は作成した医師しかできません。
記入内容に不備がないかよく確認してください。

診断書を作成する時点の年齢になります。
診察日以後の年齢が記入されている場合、不備となります。

記入漏れが非常に多い項目です。
「診断年月日」「診療科」に記入漏れ、不備が無いことを確認してください。

申請する資格専用の診断書になっているか確認してください。

【3】本籍地記載の住民票の写し、もしくは、戸籍抄本（又は謄本）

- 住民票の写しを添付する場合、本籍地が記載されていることを確認してください。個人番号（マイナンバー）が記載されているものは添付できません。
- 出願後に本籍又は氏名に変更がある場合、必ず、変更経過が確認できる戸籍抄本（謄本）を添付してください。住民票は使用できません。
- 発行日（作成日）の翌日起算で6カ月以内のものを添付してください。
- 外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日が記載された次の書類が必要です。
 - 短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 - 中長期在留者、特別永住者：住民票の写し

【4】登録済証明書（ハガキ）について

登録済証明書（ハガキ）手続きについては任意となっていますが、免許証原本の交付は申請してから数か月かかる場合があります。就職先等から資格確認を求められる場合もありますので、必要に応じて免許申請と合わせてご提出ください。

○ 登録済証明書（ハガキ）がお手元にある方

- 必ず63円分の切手を貼付し、ハガキの宛名面（表面）に、確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入してください。
- 速達を希望する場合は、追加で260円分の切手を貼付し（合計323円分）、朱書きで「速達」と記載してください。
- 保健所で切手の貼付は行いません。
- 裏面は氏名欄のみ記入してください。登録番号等については登録後、厚生労働省が記入します。

表	裏						
<p>郵便はがき</p> <p>切手を貼って下さい</p> <p>900-0000</p> <p>必ず、切手を貼付してください。</p> <p>高橋 花子 殿</p> <p>沖縄県沖縄市〇〇アパート 101号</p> <p>〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p> <p>必ず、申請した氏名を記入してください。</p>	<p>登録済証明書</p> <table border="1"><tr><td>氏名</td><td>高橋 花子</td></tr><tr><td>登録番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td></td></tr></table> <p>上記のとおり <u>医籍</u> に登録されたことを証明する。</p> <p>厚生労働省 医政局長</p> <p>(備考) 1. この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は、<u>証明日から2か月間</u>である。 なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。 2. 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ<u>表示</u>すること。 3. 医師法の規定により、2年ごとの年末（次回は令和4年）における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に<u>届け出</u>なければならないこととされているので留意すること。</p> <p>氏名のみ記入してください。戸籍のとおり正確に記入してください。</p> <p>申請する資格の様式が確認してください。資格によって備考の内容が異なります。</p> <p>この証明書は国から直接送付されます。 都道府県名から間違いの無いよう記入してください。</p> <p>速達を希望する場合は、260円切手を追加で貼付し、朱書きで「速達」と記載してください。</p>	氏名	高橋 花子	登録番号	第 号	登録年月日	
氏名	高橋 花子						
登録番号	第 号						
登録年月日							

○ 登録済証明書（ハガキ）がお手元にない方

- 63円ハガキを購入し、表面に確実に受け取り可能な住所、受取人氏名を記入してください。
- 速達を希望する場合は、追加で260円分の切手を貼付し、朱書きで「速達」と記載してください。
- 裏面には何も記入しないでください。